

託送供給約款

[一般電気事業・特定規模電気事業等用]

平成26年5月1日実施

中部電力株式会社

託送供給約款

[一般電気事業・特定規模電気事業等用]

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 約款の届出および変更	2
3 定 義	2
4 代表契約者の選任	7
5 託送供給に係る取扱い	8
6 単位および端数処理	8
7 そ の 他	8
II 契約の申込み	9
8 契約の要件	9
9 検討および契約の申込み	11
10 契約の成立および契約期間	16
11 託送供給の開始	17
12 託送供給の準備に対する協力	17
13 電気方式, 電圧および周波数	17
14 発電場所および需要場所	19
15 契約および託送供給の単位	20
16 承諾の限界	21
17 契約書の作成	21

III	サービスおよび料金	22
18	サービス	22
19	料金	22
20	接続送電サービス	22
21	臨時接続送電サービス	34
22	振替送電サービス	36
23	予備送電サービス	37
24	負荷変動対応電力	39
IV	料金の算定および支払い	43
25	料金の適用開始の時期	43
26	料金の算定期間	43
27	計量	43
28	電力および電力量の算定	43
29	損失率	48
30	料金の算定	48
31	支払義務の発生および支払期日	49
32	料金その他の支払方法	49
33	保証金	50
34	連帯責任	51
V	託送供給	52
35	託送供給の実施	52
36	受電および供給の中止	55
37	給電指令の実施	55
38	受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済	56
39	適正契約の保持等	60

40	契約超過金	60
41	力率の保持	61
42	発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施	62
43	託送供給にともなう技術要件等	63
44	託送供給の停止	63
45	託送供給停止の解除	66
46	託送供給停止期間中の料金	66
47	違 約 金	66
48	損害賠償の免責	67
49	設備の賠償	67
VI	契約の変更および終了	69
50	契約の変更	69
51	名義の変更	69
52	契約の廃止	69
53	託送供給開始後の契約の廃止または変更にともなう料金および 工事費の精算	70
54	解 約	73
55	接続供給契約または振替供給契約消滅後の債権債務関係	73
VII	受電および供給の方法ならびに工事	74
56	受電地点, 供給地点および施設	74
57	架空引込線	75
58	地中引込線	75
59	引込線の接続	77
60	計量器等の取付け	77
61	専用供給設備	78

VIII	工事費の負担	80
62	工事費の負担方法	80
63	受電地点への供給設備の工事費負担金	82
64	受電用計量器等の工事費負担金	86
65	会社間連系設備の工事費負担金	86
66	一般供給設備の工事費負担金	87
67	供給地点への特別供給設備の工事費負担金	90
68	供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金	92
69	供給地点への特別供給設備等の工事費の算定	92
70	臨時工事費	95
71	工事費負担金等の申受けおよび精算	95
72	託送供給の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	96
73	工事費負担金契約等の締結	97
IX	保 安	98
74	保安の責任	98
75	保安等に対する発電者および需要者の協力等	98
附	則	100
別	表	109

I 総 則

1 適 用

当社が、当社以外の一般電気事業、特定規模電気事業または電気事業法第2条第1項第14号ハにもとづき行なわれる特定規模需要に対する電気の供給（以下「自己等への電気の供給」といいます。）の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、この託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕（以下「この約款」といいます。）によります。

なお、当社が、特定電気事業の用に供するための託送供給を行なうときの料金および必要となるその他の供給条件は、別に定める託送供給約款〔特定電気事業用〕によります。

また、この約款において託送供給とは、次の接続供給および振替供給をいいます。

(1) 接続供給

当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域（愛知県，岐阜県〔一部を除きます。〕，三重県〔一部を除きます。〕，静岡県〔富士川以西〕および長野県をいいます。）内の場所（特定電気事業者が特定電気事業を開始した地点および会社間連系点を除きます。）において、契約者の特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

(2) 振替供給

当社が、契約者から当社以外の一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の会社間連系点において、契約者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいいます。

なお、一般電気事業の用に供するための振替供給については、次の場合に限ります。

イ 10年以上の期間にわたり、かつ、その振替供給電力が1,000キロワットをこえるもの。

ロ 5年以上の期間にわたり、かつ、その振替供給電力が100,000キロワットをこえるもの。

2 約款の届出および変更

(1) この約款は、電気事業法第24条の3第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の託送供給約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 契約者

この約款にもとづいて当社と接続供給契約または振替供給契約を締結する一般電気事業者、特定規模電気事業者または自己等への電気の供給を行なう者をいいます。

(2) 発 電 者

契約者が営む一般電気事業もしくは特定規模電気事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供する電気（託送供給に係る電気に限ります。）を発電する者で、当社以外の者をいいます。

(3) 需 要 者

契約者が特定規模電気事業または自己等への電気の供給として電気を供給する相手方となる特定規模需要の者をいいます。

(4) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(5) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(6) 受電地点

当社が託送供給に係る電気を契約者から受電する地点をいいます。

(7) 発電場所

発電者が託送供給に係る電気を発電する場所をいいます。

(8) 供給地点

当社が託送供給に係る電気を契約者に供給する地点をいいます。

(9) 需要場所

需要者が契約者から供給された接続供給に係る電気を使用する場所をいいます。

(10) 会社間連系点

当社が維持および運用する供給設備と当社以外の一般電気事業者が維持および運用する供給設備との接続点をいいます。

(11) 中継振替

会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(12) 地内振替

発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいいます。

(13) 接続受電電力

接続供給の場合で、当社が受電地点において契約者から受電する電気の電力をいいます。

(14) 接続受電電力量

当社が受電地点において契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(15) 振替受電電力

振替供給の場合で、当社が受電地点において契約者から受電する電気の電力をいいます。

(16) 振替受電電力量

当社が受電地点において契約者から受電する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(17) 接続供給電力

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力をいいます。

(18) 接続供給電力量

当社が供給地点において契約者に供給する接続供給に係る電気の電力量をいいます。

(19) 振替供給電力

当社が供給地点において契約者に供給する振替供給に係る電気の電力をいいます。

(20) 振替供給電力量

当社が供給地点において契約者に供給する振替供給に係る電気の電力量をいいます。

(21) 接続対象電力

接続供給電力を損失率で修正した値をいいます。

(22) 接続対象電力量

接続供給電力量を損失率で修正した値をいいます。

(23) 損失率

接続供給における受電地点から供給地点に至る電気の損失率をいいます。

(24) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。この場合、契約電力とは、接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力、振替送電サービス契約電力および予備送電サービス契約電力をいいます。

(25) 契約受電電力

契約上使用できる受電地点ごとの接続受電電力または振替受電電力の最大値（キロワット）をいい、この値は契約者と当社との協議によって定めます。

(26) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(27) 契約使用期間

契約上サービスを受けることができる期間をいいます。

(28) 通告電力量

当社が会社間連系点において契約者から受電する接続供給に係る電気の電力量の計画値で、契約者があらかじめ当社に通知する値、ならびに振替受電電力量および振替供給電力量の計画値で、契約者からの通知にもとづきあらかじめ当社が決定し通知する値をいいます。

(29) 定期検査

電気事業法第54条および第55条第1項で定める検査をいいます。

(30) 定期補修

定期的に一定期間を限り行なわれる補修をいいます。

(31) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(32) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(33) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、別表6（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(34) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(35) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(36) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定

する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 代表契約者の選任

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を除き、1接続供給契約における契約者を複数とすることができます。この場合の取扱いは、次のとおりといたします。

- (1) この約款に係る当社との協議事項についての一切の権限を他のすべての契約者から委任され、かつ、当社とのすべての協議に責任をもって応じることができる1契約者を代表契約者として、あらかじめ定めていただきます。この場合、代表契約者に対する他のすべての契約者の委任状（当社所定の様式によっていただきます。）を当社に提出していただきます。当社は、この約款およびその他接続供給の実施に係る契約者との協議を代表契約者と行ないます。
- (2) 契約者の行なう契約の申込み、その他接続供給の実施に係る当社との手続きおよびこの約款に定める金銭債務の支払い手続きは、原則として(1)に定める代表契約者により行なっていただきます。また、当社の行なう契約者への通知、保証金の返還等は、原則として(1)に定める代表契約者に対し行ないます。

5 託送供給に係る取扱い

当社は、とくに必要となる場合を除き、専用窓口を通じて、この約款の実施取扱いをいたします。この場合、当社は、託送供給の申込みおよび実施に際してえた内容については、託送供給を実施するうえで必要となる目的以外には使用いたしません。

6 単位および端数処理

この約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

7 その他

この約款に記載のない事項については、この約款の趣旨に則り、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、必要に応じて、発電者または需要者と別途協議を行なうことがあります。

Ⅱ 契約の申込み

8 契約の要件

(1) 契約者が接続供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

イ 受電地点における受電電圧および供給地点における供給電圧がそれぞれ高圧または特別高圧であること。

ロ 供給地点における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力が原則として50キロワット以上であること。

ハ 契約者が需要者の需要の変動に応じた電気の供給が可能であること。

ニ 発電者および需要者が、次の事項を遵守して、それぞれの電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続すること。

(イ) 法令で定める技術基準，その他の法令等

(ロ) 別冊に定める技術要件

(ハ) 当社が、当社の供給設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法

ホ 契約者、発電者および需要者が当社からの給電指令にしたがうこと。

ヘ 契約者は、発電者および需要者にそれぞれこの約款における発電者および需要者に係る規定を遵守させること。

ト 契約者は、発電者および需要者がそれぞれこの約款における発電者および需要者に係る規定を遵守することを当社に対し約した承諾書を提出すること。

チ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約を希

望される場合は、次の要件を満たすこと。

- (イ) 発電者の発電設備が非電気事業用電気工作物であること。
- (ロ) 契約者と発電者が同一であること。また、契約者と同一でない発電者を含む場合は、その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。
- (ハ) 契約者と需要者が同一、または経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

(2) 契約者が振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- イ 受電地点における受電電圧が高圧または特別高圧であること。
- ロ 南福光連系設備を使用する場合は、30分ごとの振替供給電力が原則として30,000キロワット以上であること。
- ハ 契約者が通告電力量に応じた電気の供給が可能であること。
- ニ 発電者が、次の事項を遵守して、電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続すること。
 - (イ) 法令で定める技術基準、その他の法令等
 - (ロ) 別冊に定める技術要件
 - (ハ) 当社が、当社の供給設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法
- ホ 契約者および発電者が当社からの給電指令にしたがうこと。
- ヘ 契約者は、発電者にこの約款における発電者に係る規定を遵守させること。
- ト 契約者は、発電者がこの約款における発電者に係る規定を遵守することを当社に対し約した承諾書を提出すること。

チ 契約者が営む一般電気事業もしくは特定規模電気事業または契約者が行なう自己等への電気の供給の用に供するためのものであること。

リ 契約者が自己等への電気の供給の用に供するための振替供給契約を希望される場合は、次の要件を満たすこと。

(イ) 発電者の発電設備が非電気事業用電気工作物であること。

(ロ) 契約者と発電者が同一であること。また、契約者と同一でない発電者を含む場合は、その発電者と契約者が経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

(ハ) 契約者と需要者が同一、または経済産業省令で定める密接な関係を有すること。

9 検討および契約の申込み

契約者が新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合は、あらかじめこの約款を承認のうえ、次の手続きにより、契約者から申込みをしていただきます。

(1) 受電側接続検討の申込み

イ 当社は、契約者から一般電気事業、特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を受電するにあたり、供給設備の新たな施設または変更についての検討（以下「受電側接続検討」といいます。）をいたします。

なお、他の接続供給契約、振替供給契約等により既に連系されている受電地点については、受電側接続検討を省略することがあります。

ロ 契約者は、(3)の申込みに先だち、次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によっていただきます。）により、受電側接続検討の申込みをしていただきます。

(イ) 接続供給の場合

- a 発電者の名称，発電場所および受電地点
- b 発電設備が当社の供給区域外にある場合は，当該接続供給に必要なとなる当社以外の一般電気事業者との振替供給契約等の内容または申込み内容
- c 受電地点における受電電圧および予備送電サービスの希望の有無
- d 発電設備の発電方式，発電出力および系統安定上必要な仕様
- e 発電場所における負荷設備および受電設備
- f 接続受電電力の最大値および最小値
- g 接続供給の開始希望日

なお，受電地点が会社間連系点の場合には，a，c，dおよびeの事項については省略することができます。

(ロ) 振替供給の場合

- a 契約者が希望される振替供給の種類（中継振替または地内振替）
- b 当社が振替供給する電気の供給地点
- c 中継振替を希望される場合は，当該振替供給に必要なとなる当社以外の一般電気事業者との振替供給契約等の内容または申込み内容
- d 地内振替を希望される場合は，発電者の名称，発電場所，受電地点，受電地点における受電電圧，予備送電サービスの希望の有無，発電設備の発電方式，発電出力，系統安定上必要な仕様ならびに発電場所における負荷設備および受電設備
- e 振替受電電力の最大値および最小値
- f 振替供給の開始希望日
- g 振替供給の希望契約期間

ハ 検討期間および検討料

(イ) 検討期間

当社は、受電側接続検討の申込みをいただいた後、原則として3月以内に、検討結果を契約者にお知らせいたします。

(ロ) 検討料

当社は、1受電地点1検討につき21万6千円を検討料として、受電側接続検討の申込み時に契約者から申し受けます。ただし、検討を要しない場合または受電地点が会社間連系点の場合には、検討料を申し受けません。

(2) 供給側接続事前検討の申込み

イ 当社は、契約者が希望される場合に、(3)の申込み在先だつて、契約者に特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を供給するにあたり、供給設備の新たな施設または変更に係る工事の要否（工事が必要となる場合は、その工事の種別を含みます。）についての検討（以下「供給側接続事前検討」といいます。）をいたします。

ロ 契約者は、次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によっていただきます。）により、供給側接続事前検討の申込みをしていただきます。この場合、契約者への情報開示に係る需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただくことがあります。

(イ) 需要者の名称、需要場所および供給地点

(ロ) 供給地点における供給電圧

(ハ) 契約電力

(ニ) 接続供給の開始希望日

ハ 当社は、供給側接続事前検討の申込みをいただいた後、原則として2週間以内に、検討結果を契約者にお知らせいたします。

(3) 接続供給契約または振替供給契約の申込み

契約者は、(1)ロの事項および次の事項を明らかにして、申込書（当社所定の様式によっていただきます。）により、接続供給契約または振替供給契約の申込みをしていただきます。この場合、8（契約の要件）(1)トまたは(2)トの発電者および8（契約の要件）(1)トの需要者の承諾書（当社所定の様式によっていただきます。）をあわせて提出していただきます。

また、自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約または振替供給契約を希望される場合には、8（契約の要件）(1)チまたは(2)リに定める要件を満たすことを証明する文書をあわせて提出していただきます。この場合、当社は、必要に応じ、所管の官庁にこの要件を満たすことの確認を行いません。

イ 接続供給の場合

- (イ) 需要者の名称、需要場所および供給地点
- (ロ) 供給地点における供給電圧
- (ハ) 需要場所における負荷設備、受電設備および発電設備
- (ニ) 接続送電サービス契約電力および接続送電サービス料金の種類
- (ホ) 臨時接続送電サービスを希望される場合は、臨時接続送電サービス契約電力およびその使用期間
- (ヘ) 予備送電サービスを希望される場合は、予備送電サービス契約電力
- (ト) 契約受電電力
- (フ) 接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

(リ) 8 (契約の要件) (1)ハの実施方法

(ヌ) 連絡体制

なお、会社間連系点を受電地点とする場合は、35 (託送供給の実施)

(1)ロに準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

ロ 振替供給の場合

(イ) 振替送電サービス契約電力

(ロ) 予備送電サービスを希望される場合は、予備送電サービス契約電力

(ハ) 契約受電電力

(ニ) 振替受電電力の計画値

(ホ) 連絡体制

(ヘ) 当社が特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気を振替供給する場合には、当該振替供給に係る当社以外の一般電気事業者との接続供給契約の内容または申込み内容

なお、35 (託送供給の実施) (2)ロに準じて連系線等利用計画を文書により当社に提出していただきます。

(4) 契約者は、接続供給契約 (受電地点に係る事項に限ります。) または振替供給契約の申込みについて、一般電気事業または特定規模電気事業の用に供する電気に係る当日等の利用分および翌日等の利用分に限り、(3)に定める申込書以外で当社が指定した方法によることができます。この場合、当該申込み方法による申込み在先だち、当該申込み方法による申込みに係る託送供給の実施にともなって必要となる事項に関する契約 (以下「基本契約」といいます。) を当社と締結していただきます。

なお、基本契約の契約期間は、契約者と当社との協議が整った日から1

年間とし、契約期間満了に先だって契約内容に変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

また、当社は、基本契約で定める事項について、基本契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

10 契約の成立および契約期間

(1) 接続供給契約は、接続供給契約の申込みを当社が承諾したときに、振替供給契約は、振替供給契約の申込みを当社が承諾したときに、それぞれ成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 接続供給の場合

(イ) 契約期間は、臨時接続送電サービスを利用される場合を除き、接続供給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

(ロ) 契約期間満了に先だって接続供給契約の消滅または変更がない場合は、接続供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。

(ハ) 臨時接続送電サービスの契約期間は、接続供給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間満了の日までといたします。

ロ 振替供給の場合

契約期間は、振替供給契約が成立した日から、契約者と当社との協議により定めた日までといたします。ただし、特別の事情がない限り、契約期間は、振替供給の開始日から起算して1年未満とならないものとしたします。

なお、当社は、協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足す

る場合等には、契約期間を制限することがあります。

11 託送供給の開始

(1) 当社は、接続供給契約または振替供給契約の申込みを承諾したときには、契約者と協議のうえ接続供給または振替供給の開始日を定め、接続供給または振替供給の準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに接続供給または振替供給を開始いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた接続供給または振替供給の開始日に接続供給または振替供給ができないことが明らかになった場合には、その理由を契約者にお知らせし、あらためて契約者と協議のうえ、接続供給または振替供給の開始日を定めて接続供給または振替供給を開始いたします。

12 託送供給の準備に対する協力

契約者、発電者および需要者は、当該託送供給の実施にともない当社が施設し、所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、協力していただきます。

13 電気方式、電圧および周波数

(1) 受電電気方式および供給電気方式は、交流3相3線式といたします。

(2) 受電電圧および供給電圧は、次のとおりといたします。

イ 受電電圧は、会社間連系点を受電地点とする場合を除き、発電場所における発電設備の最大出力および受電地点における契約受電電力に応じて次のとおりといたします。ただし、発電者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で受電することがあります。

(イ) 発電場所における発電設備の最大出力が2,000キロワット未満の場合

標準電圧6,000ボルトといたします。

(ロ) 発電場所における発電設備の最大出力が2,000キロワット以上の場合

契約受電電力	10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

ロ 供給電圧は、会社間連系点を供給地点とする場合を除き、供給地点における接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力に応じて次のとおりといたします。ただし、需要者に特別の事情がある場合または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧（高圧または特別高圧に限ります。）で供給することがあります。

接続送電サービス契約 電力または臨時接続送電 サービス契約電力	2,000キロワット未満	標準電圧6,000ボルト
	2,000キロワット以上 10,000キロワット未満	標準電圧20,000ボルト または30,000ボルト
	10,000キロワット以上 50,000キロワット未満	標準電圧70,000ボルト
	50,000キロワット以上	標準電圧140,000ボルト

(3) 周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、振替供給の場合で、東京電力株式会社との会社間連系点を供給地点とするときには、周波数変換設備を使用して標準周波数50ヘルツで供給いたします。

14 発電場所および需要場所

(1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1発電場所または1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1発電場所または1需要場所とすることがあります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へいその他の客観的なしや断物によって明確に区画された区域をいいます。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1発電場所または1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める1構内をなすものまたは(2)に該当するものを除きます。）において、街路灯等が設置され

ている場合は、その設置されている場所を1発電場所または1需要場所といたします。

15 契約および託送供給の単位

- (1) 接続供給の場合、当社は、契約者のあらかじめ定めた発電場所および需要場所につき1接続供給契約を結びます。この場合、それぞれの需要場所は、原則として1接続供給契約に属することとし、また、当社は、原則として、1契約者に対して1接続供給契約を結びます。

なお、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の供給地点において常時電気の供給を受ける契約者が希望されるときは、その料金その他の供給条件について複数供給地点を1供給地点とみなすことがあります。

- (2) 振替供給の場合、当社は、原則として、あらかじめ定めた発電場所（発電場所が複数ある場合は、同一の一般電気事業者の供給設備に接続するものといたします。）および1供給地点（当社以外の一般電気事業者との接続供給契約ごとに1供給地点とみなします。）につき1振替供給契約を結びます。

- (3) 当社は、次の場合を除き、1発電場所または1需要場所につき、1電気方式、1引込みおよび1計量をもって託送供給を行いません。

イ 23（予備送電サービス）をあわせて契約する場合

ロ 56（受電地点、供給地点および施設）(3)の場合

ハ 66（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(i)cの方式による供給の場合

ニ その他技術上、経済上やむをえない場合

16 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の接続供給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、接続供給契約または振替供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由を契約者にお知らせいたします。

17 契約書の作成

当社は、原則として接続供給または振替供給の開始前に、契約者との間で、接続供給または振替供給に関する必要な事項について、接続供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）または振替供給契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成いたします。

Ⅲ サービスおよび料金

18 サービス

- (1) 契約者が当社から接続供給を受ける場合は、20（接続送電サービス）または21（臨時接続送電サービス）にあわせて、24（負荷変動対応電力）を契約していただきます。
- (2) 契約者が当社から振替供給を受ける場合は、22（振替送電サービス）を契約していただきます。
- (3) 契約者は、希望により、(1)または(2)にあわせて、23（予備送電サービス）を契約することができます。

19 料 金

料金は、(1)の金額および(2)の金額の合計といたします。

- (1) 20（接続送電サービス）(3)によって算定された接続送電サービス料金、21（臨時接続送電サービス）(3)によって算定された臨時接続送電サービス料金および23（予備送電サービス）(3)によって算定された予備送電サービス料金を合計した金額
- (2) 24（負荷変動対応電力）(2)によって算定された負荷変動対応電力料金

20 接続送電サービス

(1) 適用範囲

接続供給の場合で、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。

(2) 接続送電サービス契約電力

接続送電サービス契約電力は、供給地点ごとに、次によって定めます。

イ 高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 各月の接続送電サービス契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

a 新たに接続送電サービスを利用する場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

b 需要場所において使用される受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

c 需要場所において使用される受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の接続送電サービス契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の接続送電サービス契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の接続送電サービス契約電

力といたします。)は、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降その12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値が契約者と当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、接続送電サービス契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 需要場所において使用される負荷設備または受電設備を変更される場合は、50(契約の変更)に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

ロ 高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力が500キロワット以上
上のとき、または特別高圧で供給する場合

接続送電サービス契約電力は、1年間を通じての最大の負荷、需要場所において使用される負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、新たに接続送電サービスを利用する場合等で、適当と認められるときは、接続供給開始の日から1年間については、接続送電サービス契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。

ハ イによって接続送電サービス契約電力を定めている供給地点における最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、当該供給地点の接続送電サービス契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それま

での間の当該供給地点の接続送電サービス契約電力は、イによって定め
ます。

ニ 需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補
給にあてるための電気の供給を行なう場合の接続送電サービス契約電力
は、イ、ロまたはハにかかわらず、原則として需要者の発電設備の容量
を基準として契約者と当社との協議によって定めた値に当該不足電力分
以外の供給分につきイ、ロまたはハに準じて定めた値を加えたものと
いたします。

なお、当該不足電力分以外の供給分についてイに準ずる場合で、需要
場所において使用される負荷設備または受電設備を変更されるときは、
50（契約の変更）に準じて、あらかじめ申し出ていただきます。

ホ 接続送電サービスの利用に先だって需要者が同一の需要場所で他の接
続供給契約または接続供給契約以外の契約（以下「他契約」といいま
す。）により電気の供給を受けていた場合は、接続送電サービス契約電
力の決定上、当該他契約による電気の供給は接続送電サービスを利用し
ていたものとみなします。

(3) 接続送電サービス料金

接続送電サービス料金は、料金の種別および供給電圧に応じてイまたは
ロによって算定される基本料金（供給地点が複数ある場合は、その合計と
いたします。）および電力量料金（供給地点が複数ある場合は、その合計
といたします。）ならびにハによって算定される従量料金（供給地点が複
数ある場合は、その合計といたします。）の合計といたします。ただし、
基本料金は、イ（ハ）またはロ（ハ）によって力率割引または割増しをする場合
は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、発電場所が岐

岐阜各務原市または可児市（以下「エリア評価地域」といいます。）にある場合の接続送電サービス料金は、基本料金（供給地点が複数ある場合は、その合計といたします。）および電力量料金（供給地点が複数ある場合は、その合計といたします。）ならびに従量料金（供給地点が複数ある場合は、その合計といたします。）の合計から二によって算定されたエリア評価割引額を差し引いたものといたします。

イ 標準料金

(1) 基本料金

a 基本料金A

基本料金は、供給地点ごとに1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、(2)二によって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなしま

す。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	383円40銭
	特別高圧で供給する場合	297円00銭

b 基本料金B

(a) 需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大の接続供給電力が夜間時間に発生する場合で、契約者がこの基本料金Bの適用を希望されるときに、aの料金にかえて適用いたします。この場合、あらかじめ昼間時間において契約上使用できる接続供給電力の最大値（以下「昼間時間接続送電サービス契約電力」といいます。）を需要場所における負荷の実情に応じて契約者と当社との協議によって供給地点ごとに定めます。

(b) 基本料金は、供給地点ごとに1月につき次のとおりといたします。この場合、接続送電サービス契約電力が昼間時間接続送電サービス契約電力を上回る部分については、該当料金の30パーセントを適用いたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金

は、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	383円40銭
	特別高圧で供給する場合	297円00銭

c その他

bの料金の適用後1年に満たない場合は、aの料金を適用いたしません。また、bの料金からaの料金に変更された後1年に満たない場合は、bの料金を適用いたしません。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとにその1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	高圧で供給する場合	2円54銭
	特別高圧で供給する場合	1円25銭

(ハ) 力率割引および割増し

- a 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合の平均力率は、別表2（平均力率の算定式）により算定いたします。

なお、その供給地点において、まったく接続送電サービスを利用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割増しいたします。

ロ 時間帯別料金

時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、供給設備の効率的な使用に資する場合は、契約者がこの時間帯別料金の適用を希望される供給地点について、イの料金にかえて適用いたします。

(イ) 基本料金

a 基本料金A

基本料金は、供給地点ごとに1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	383円40銭
	特別高圧で供給する場合	297円00銭

b 基本料金B

(a) 需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、

1年間を通じての最大の接続供給電力が夜間時間に発生する場合で、契約者がこの基本料金Bの適用を希望されるときに、aの料金にかえて適用いたします。この場合、あらかじめ昼間時間接続送電サービス契約電力を需要場所における負荷の実情に応じて契約者と当社との協議によって供給地点ごとに定めます。

(b) 基本料金は、供給地点ごとに1月につき次のとおりといたします。この場合、接続送電サービス契約電力が昼間時間接続送電サービス契約電力を上回る部分については、該当料金の30パーセントを適用いたします。ただし、まったく接続送電サービスを利用しない場合（予備送電サービスによって利用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。また、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において接続送電サービスを利用した場合で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しないときは、当該不足電力の補給分に相当する基本料金は、半額といたします。

なお、(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において、その1月に前月から継続して需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用した期間がある場合で、その期間が前月の当該電気を使用しなかった期間を上回らないときは、その期間における当該電気の使用は、前月における需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の使用とみなします。

接続送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	383円40銭
	特別高圧で供給する場合	297円00銭

c その他

bの料金の適用後1年に満たない場合は、aの料金を適用いたしません。また、bの料金からaの料金に変更された後1年に満たない場合は、bの料金を適用いたしません。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、供給地点ごとにその1月の時間帯別の接続供給電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

1キロワット時につき	高圧で供給する場合	2円84銭
	特別高圧で供給する場合	1円36銭

b 夜間時間

1キロワット時につき	高圧で供給する場合	2円02銭
	特別高圧で供給する場合	1円09銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、供給地点ごとに、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたし

ます。この場合の平均力率は、別表2（平均力率の算定式）により算定いたします。

なお、その供給地点において、まったく接続送電サービスを利用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金（(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点で、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気をまったく使用しない場合は、当該不足電力分以外の供給分に相当する基本料金といたします。）を1パーセント割増しいたします。

ハ 従量料金

自己等への電気の供給の用に供するための接続供給契約の場合で、契約者が希望されるときにイまたはロの料金にかえて適用するものとし、供給地点ごとに、その1月の接続供給電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	高圧で供給する場合	8円82銭
	特別高圧で供給する場合	6円12銭

ニ エリア評価割引額

エリア評価割引額は、30分ごとの接続受電電力量のうち、エリア評価地域内で受電したもののその1月の合計値について、次によって算定された金額といたします。

1キロワット時につき	5銭
------------	----

ホ その他

(イ) ロの料金の適用後1年に満たない場合は、イまたはハの料金を適用いたしません。また、ハの料金の適用後1年に満たない場合は、イまたはロの料金を適用いたしません。

(ロ) ロまたはハの料金からイの料金に変更された後1年に満たない場合は、ロまたはハの料金を適用いたしません。

(4) その他

(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の場合、当社は、必要に応じて需要者の発電設備の運転に関する記録を契約者から提出していただきます。また、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気を使用する場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ契約者から当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

21 臨時接続送電サービス

(1) 適用範囲

接続供給の場合で、契約使用期間が1年未満で、供給地点において当社

が契約者に供給する電気に適用いたします。この場合、あらかじめ契約使用期間を契約者から申し出ていただきます。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用するものには適用いたしません。

(2) 臨時接続送電サービス契約電力

臨時接続送電サービス契約電力は、需要場所における負荷の実情に応じて契約者と当社との協議によって供給地点ごとに定めます。

(3) 臨時接続送電サービス料金

臨時接続送電サービス料金は、基本料金（供給地点が複数ある場合は、その合計といたします。）および電力量料金（供給地点が複数ある場合は、その合計といたします。）の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、受電地点がエリア評価地域にある場合の臨時接続送電サービス料金は、基本料金（供給地点が複数ある場合は、その合計といたします。）および電力量料金（供給地点が複数ある場合は、その合計といたします。）の合計からニによって算定されたエリア評価割引額を差し引いたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、20（接続送電サービス）(3)イ（標準料金）の該当料金（基本料金Aを適用する場合のものとしていたします。）の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、20（接続送電サービス）(3)イ（標準料金）の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引または割増しは、20（接続送電サービス）(3)イ(ハ)に準ずるものといたします。

ニ エリア評価割引額

エリア評価割引額は、20（接続送電サービス）(3)ニに準ずるものといたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して臨時接続送電サービスを利用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時接続送電サービスを適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、20（接続送電サービス）に準ずるものといたします。

22 振替送電サービス

(1) 適用範囲

振替供給の場合で、供給地点において当社が契約者に供給する電気に適用いたします。

(2) 振替送電サービス契約電力

振替送電サービス契約電力は、1年間を通じての振替供給電力の最大値、発電設備の発電出力等を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

なお、当社は、協議にあたり、会社間連系点等の託送可能量が不足する場合等には、振替送電サービス契約電力を制限することがあります。

23 予備送電サービス

(1) 適用範囲

契約者が、受電地点および供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される次の場合に適用いたします。

なお、常時利用変電所とは、受電地点においては受電地点に電氣的に最も近い常時利用変電所のことを、供給地点においては供給地点に電氣的に最も近い常時利用変電所のことをいいます。

イ 予備送電サービスA

常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合

ロ 予備送電サービスB

常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

(2) 予備送電サービス契約電力

予備送電サービス契約電力は、受電地点においては当該受電地点の契約受電電力の値、供給地点においては当該供給地点の接続送電サービス契約電力の値といたします。ただし、特別の事情がある場合の予備送電サービス契約電力は、契約者と当社との協議により受電地点および供給地点ごとに定めます。この場合の予備送電サービス契約電力は、原則として、50キロワットを下回らないものといたします。

(3) 予備送電サービス料金

予備送電サービス料金は、供給地点ごとに、予備送電サービスの利用の有無にかかわらず、1月につき次のとおりといたします。

なお、供給地点の予備送電サービスによって供給された電気の電力量は、20（接続送電サービス）の接続供給電力量といたします。

また、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスの供給電圧は、常時利用と同位の電圧とみなします。この場合、予備送電サービス契約電力および予備送電サービスによって供給された電気の電力量は、予備送電サービス料金および接続送電サービス料金の算定上、常時利用と同位の電圧にするために修正したものといたします。

イ 予備送電サービス A

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	65円88銭
	特別高圧で供給する場合	46円44銭

ロ 予備送電サービス B

予備送電サービス契約電力 1キロワットにつき	高圧で供給する場合	109円08銭
	特別高圧で供給する場合	75円60銭

(4) 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、20（接続送電サービス）(3)イ(ハ)およびロ(ハ)の力率割引および割増しの適用上、供給地点の予備送電サービスによって供給された電気は、原則として、20（接続送電

サービス)によって供給された電気とみなします。

(5) その他

イ 受電地点の予備送電サービスは、他の接続供給契約、振替供給契約等と共用することができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、20（接続送電サービス）または22（振替送電サービス）に準ずるものとしたします。

24 負荷変動対応電力

(1) 適用

接続供給の場合で、30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回るときに生じた不足電力の補給にあてるための電気に適用いたします。ただし、その30分において38（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(1)または(2)により補給される電気を使用する場合には適用いたしません。

(2) 負荷変動対応電力料金

負荷変動対応電力料金は、(3)ハによって算定された変動範囲内電力料金および(4)ロによって算定された変動範囲超過電力料金の合計といたします。

(3) 変動範囲内電力

イ 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、ロに定める変動範囲内基準電力量以内のもの補給にあてるための電気に適用いたします。

ロ 変動範囲内基準電力量

変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、次の算式により算定された値（供給地点が複数ある場合は、その合計値といたします。）の3パーセントを2で除し、電力量換算した値といたします。ただし、20（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて値を定める供給地点を含みます。）で、当月の接続送電サービス契約電力が前月の接続送電サービス契約電力を下回る場合（20〔接続送電サービス〕(2)イ(i) cにより接続送電サービス契約電力を減少した場合を除きます。）は、次の算式における接続送電サービス契約電力は、前月の接続送電サービス契約電力といたします。

$$\frac{\text{接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力}}{\text{サービス契約電力}} \times \frac{1}{1 - \text{損失率(29[損失率]に定める損失率といたします.)}}$$

ハ 変動範囲内電力料金

変動範囲内電力料金は、30分ごとの負荷変動対応電力量のうち、変動範囲内基準電力量以内の電力量のその1月の合計値によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合

は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

1キロワット時につき	15円04銭
------------	--------

(4) 変動範囲超過電力

イ 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量をこえるものの補給にあてるための電気に適用いたします。

ロ 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、30分ごとの負荷変動対応電力量のうち、変動範囲内基準電力量をこえる電力量のその1月の時間帯別の合計値によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	52円30銭	45円26銭

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	28円47銭
-------------	--------

IV 料金の算定および支払い

25 料金の適用開始の時期

料金は、接続供給契約書に記載された接続供給の開始日から適用いたします。ただし、接続供給の準備着手前に接続供給の開始延期の申入れがあった場合および契約者、発電者または需要者のいずれの責めともならない理由によって接続供給が開始されない場合は、あらためて契約者と当社との協議によって定められた接続供給の開始日から適用いたします。

26 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間といたします。ただし、接続供給を開始し、または接続供給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日の属する月の末日までの期間または契約が消滅した日の属する月の1日から消滅日の前日までの期間といたします。

27 計 量

受電地点ごとの電力量は、28（電力および電力量の算定）(13)イの場合を除き、受電地点ごとに取り付けた記録型計量器により受電電圧と同位の電圧で、供給地点ごとの電力量および最大需要電力は、28（電力および電力量の算定）(13)ロの場合を除き、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量いたします。

28 電力および電力量の算定

(1) 接続受電電力

接続受電電力は、接続供給の場合で、受電地点で計量された電力量に2を乗じてえた値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(2) 接続受電電力量

30分ごとの接続受電電力量は、その30分の受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値を加えたものとみなします。）といたします。ただし、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。）がその30分の接続対象電力量を上回る場合は、その30分の接続対象電力量の値を、その30分の接続受電電力量といたします。

(3) 振替受電電力

振替受電電力は、振替供給の場合で、受電地点で計量された電力量に2を乗じてえた値とし、受電地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(4) 振替受電電力量

30分ごとの振替受電電力量は、その30分の受電地点で計量された電力量といたします。ただし、地内振替の場合で、30分ごとの受電地点で計量された電力量が、その30分の受電地点における通告電力量（通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）を上回り、または下回るときは、その30分の受電地点における通告電力量（通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）を、その30分の振替受電電力量といたします。

(5) 接続供給電力

接続供給電力は、(6)の30分ごとの接続供給電力量に2を乗じてえた値

とし、供給地点ごとに、30分ごとに算定いたします。

(6) 接続供給電力量

30分ごとの接続供給電力量は、その30分の供給地点で計量された電力量といたします。ただし、特別高圧で常時利用される供給地点で、高圧で予備送電サービスを利用される場合には、予備送電サービスに係る接続供給電力量は、供給地点で計量された電力量を常時利用と同位の電圧にするために修正したものといたします。

なお、料金の算定期間の接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。また、20（接続送電サービス）(3)ロに定める時間帯別料金を適用する場合の料金の算定期間の時間帯別の接続供給電力量は、供給地点ごとに、30分ごとの接続供給電力量を、時間帯ごとに、料金の算定期間において合計した値といたします。

(7) 振替供給電力

振替供給電力は、(8)の30分ごとの振替供給電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(8) 振替供給電力量

30分ごとの振替供給電力量は、その30分の供給地点で計量された電力量といたします。

(9) 接続対象電力

接続対象電力は、(10)の30分ごとの接続対象電力量に2を乗じてえた値とし、30分ごとに算定いたします。

(10) 接続対象電力量

接続対象電力量は、30分ごとに、次の算式により算定された値（供給地

点が複数ある場合は、その合計値といたします。) といたします。

$$\text{接続供給電力量} \times \frac{1}{1 - \text{損失率}(29[\text{損失率}])\text{に定める損失率といたします。}}$$

(11) 負荷変動対応電力量

負荷変動対応電力量は、30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合において、30分ごとに、次の算式により算定された値といたします。ただし、38（受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済）(1)または(2)により補給される電気を使用する場合は、その30分の負荷変動対応電力量は、零といたします。

$$\text{負荷変動対応電力量} = \text{接続対象電力量} - \text{接続受電電力量}$$

(12) 振替供給にともなう補給電力

地内振替の場合であって、30分ごとの受電地点で計量された電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。また、当社から託送供給に供する電気の供給を受ける場合で、9〔検討および契約の申込み〕(4)による申込み〔翌日等の利用分に限ります。〕に係る受電地点で計量された電力量等にもとづき、あらかじめ定めた算定方法により電力量が確定するときは、当該電力量の値を加えたものとみなします。)が、その30分の受電地点における通告電力量（受電地点が複数ある場合は、その合計値といたします。また、通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。)を下回る場合に生じた一般電気事業、特定規模電気事

業または自己等への電気の供給の用に供する電気の不足電力の補給にあてるための電気の電力量の取扱いについては、別に定める振替補給電力要綱によります。

(13) その他

イ 受電地点が会社間連系点の場合は、電力および電力量の算定上、30分ごとの受電地点における通告電力量（通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）を、その30分の受電地点で計量された電力量とみなします。

ロ 供給地点が会社間連系点の場合は、電力および電力量の算定上、30分ごとの供給地点における通告電力量（通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）を、その30分の供給地点で計量された電力量とみなします。

ハ 受電地点において、他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合は、30分ごとの受電地点で計量された電力量を35（託送供給の実施）によりあらかじめ定められたその30分の電力量の計画値および仕訳に係る順位にもとづいて仕訳いたします。この場合、電力および電力量の算定上、仕訳後の電力量を受電地点で計量された電力量とみなします。

ニ 計量器の故障等により電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合または電力量の算定に計量値等を用いることが適当でない場合には、電力量または最大需要電力は、契約者と当社との協議によって定めます。

ホ 計量等の結果は、各月ごとにすみやかに契約者にお知らせいたします。

29 損 失 率

損失率は、次のとおりといたします。

高圧で供給する場合	3.8パーセント
特別高圧で供給する場合	2.2パーセント

30 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 接続供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または接続供給契約が消滅した場合

ロ 契約電力、20（接続送電サービス）(3)における昼間時間接続送電サービス契約電力を変更したこと等により料金に変更があった場合

(2) 当社は、(1)イまたはロの場合は、基本料金および予備送電サービス料金について、次の算式により日割計算をいたします。

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

31 支払義務の発生および支払期日

- (1) 契約者の料金の支払義務は、料金の算定期間の翌月 1 日に発生いたします。ただし、接続供給契約が消滅した場合は消滅日、28（電力および電力量の算定）(13)ニにより料金の算定期間の電力量または最大需要電力が協議によって定められた場合は、電力量または最大需要電力を協議によって定めた日に発生するものといたします。
- (2) 料金は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目の日（以下「支払期日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払期日が銀行法第15条第1項で定める銀行の休日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を直後の休日でない日まで延期するものといたします。

32 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込みにより支払っていただきます。

なお、支払いにともなう費用は、契約者の負担といたします。
- (2) (1)の支払いは、契約者がその金融機関に払い込まれたときになされたものといたします。
- (3) 料金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、料金から消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、延滞利息は、原則として、契約者が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて契約者から支払っていただきます。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

33 保証金

(1) 当社は、支払期日を経過してなお料金を支払われなかった契約者、または新たに接続供給を希望され、もしくは契約電力等を増加する契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または接続供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(2) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(3)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(3) 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息を契約者の支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当いたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した金額と充当後の残額との差額を預けていただくことがあります。

(4) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は、切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返す日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日に契約者の都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付して契約者にお返しいたします。ただし、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

34 連 帯 責 任

料金およびこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）は、契約者が複数の場合においても、1 接続供給契約におけるすべての契約者が連帯して支払義務を負うものといたします。

V 託送供給

35 託送供給の実施

(1) 接続供給の実施

- イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量と接続対象電力量が30分ごとに一致するように調整していただきます。
- ロ 契約者は、接続供給の実施に先だち、発電計画、需給計画および連系線等利用計画（受電地点が会社間連系点の場合に限ります。）を文書により当社に通知していただきます。この場合、原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表3（発電計画）、需給計画の通知の期限および通知の内容は別表4（需給計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表5（連系線等利用計画）のとおりいたします。
- ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を当社に通知していただきます。
- ニ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。
- ホ 契約者は、ロもしくはハで通知した計画またはニで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、別表3（発電計画）および別表5（連系線等利用計画）に定める翌日計画を変更するときに限り、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

へ 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

ト 当社は、37（給電指令の実施）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力等）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者、発電者および需要者と申合書を作成いたします。

(2) 振替供給の実施

イ 契約者は、受電地点において当社に供給する電力量とチで定めた受電地点における通告電力量（ヌにより通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）が30分ごとに一致するように調整していただきます。

ロ 契約者は、振替供給の実施に先だち、発電計画および連系線等利用計画を文書により当社に通知していただきます。この場合、原則として、発電計画の通知の期限および通知の内容は別表3（発電計画）、連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は別表5（連系線等利用計画）のとおりといたします。

ハ 契約者は、当社が系統運用上の必要に応じてロに定める内容以外の計画を求めた場合には、すみやかにその計画を当社に通知していただきます。

ニ 契約者は、受電地点において他の接続供給契約、振替供給契約等と同一計量する場合、発電者と協議のうえ、ロの発電計画の通知にあわせて、受電地点において計量される電力量の仕訳に係る順位を当社に通知していただきます。

ホ 契約者は、ロもしくはハで通知した計画またはニで通知した順位を変更する必要がある場合には、すみやかに当社に通知していただきます。

ヘ 契約者がロ、ハまたはホにより当社に通知した連系線等利用計画の値が、それ以前に通知した連系線等利用計画の値を上回る場合は、会社間連系点等の状況に応じて、当該計画を変更していただくことがあります。

ト 当社は、供給設備の状況その他によって、契約者から通知された計画について調整を行なうことがあります。

チ 契約者からの別表3（発電計画）および別表5（連系線等利用計画）に定める翌日計画の通知ならびにトにもとづき、当社は、30分ごとの受電地点および供給地点の通告電力量を決定し、原則として、振替供給実施日の前日の午後5時までに契約者に通知いたします。

リ 振替供給電力は、原則として1,000キロワット単位といたします。

ヌ 契約者または当社が、予測しえなかった事由によりチの通告電力量を変更する必要がある場合には、すみやかに相手方に通知し、協議によってこれを行なうことができるものといたします。この場合、さかのぼって通告電力量を変更することはできません。また、この場合、契約者は、ニもあわせて通知していただきます。

なお、契約者が希望される場合で、運用方法の基本事項等について当

社が確認できるときには、あらかじめ定めた発電場所について、発電者を通じてこの変更を行なうことができます。この場合、当社は、あらかじめ契約者および発電者と協議のうえ必要な事項について別途申合書を作成いたします。

ル 会社間連系点等の託送可能量が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量の一定割合を下回る場合において、契約者が連系線等利用計画の値を減少することにもない、当該会社間連系点等の託送可能量が増加するときには、当社は変更賦課金を申し受けることがあります。この場合の取扱いについては、別に定める変更賦課金要綱によります。

ヲ 当社は、37（給電指令の実施）および75（保安等に対する発電者および需要者の協力等）に定める事項その他系統運用上必要な事項について、契約者および発電者と申合書を作成いたします。

36 受電および供給の中止

当社は、非常変災の場合、当社の供給設備に故障が生じた場合等やむをえない場合は、契約者からの受電または契約者への供給を中止することがあります。

37 給電指令の実施

- (1) 当社は、系統運用上の制約その他によって必要な場合には、35（託送供給の実施）(1)へまたは(2)トにかかわらず、発電者に定期検査または定期補修の時期を変更していただくことがあります。
- (2) 当社は、次の場合には、契約者、発電者または需要者に給電指令を行ない、発電者に発電を調整し、もしくは中止していただき、需要者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただき、または振替供給の全部もしくは一部を中止することがあります。

- イ 当社が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ロ 当社が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ハ 系統全体の需要が大きく低下し、当社の電源等による対策の実施にかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合
- ニ 振替供給の場合で、当社が一般の需要に応じて行なう電気の供給に支障が生じ、または支障が生ずるおそれがあるとき。
- ホ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

38 受電および供給の中止または給電指令の実施にともなう金銭決済

- (1) 当社は、接続供給において、36（受電および供給の中止）または37（給電指令の実施）(2)によって、受電を中止し、または発電者の発電を制限し、もしくは中止した場合で、当該制限または中止を行なった当日（午後5時以降に当該制限または中止を行なった場合は、当日および翌日といたします。）の特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには、当該制限または中止の解除までの間、不足電力を補給いたします。

なお、このときの料金その他の供給条件については、別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

- (2) 当社は、接続供給において、受電地点を会社間連系点とする電気に係る振替供給契約にもとづく給電指令等により、その当日（給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。）に当該振替供給等の全部または一部を中止された場合（会社間連系点等における電気の潮流が系統安定度等にもとづき算定される運用可能な容量を超過することにと

なう場合に限ります。)は、当該給電指令等の当日(当該給電指令等が午後5時以降の場合は、当日および翌日といたします。)の間、これにより生じた特定規模電気事業または自己等への電気の供給の用に供する電気に不足が生じたときには、不足電力を補給いたします。

なお、このときの料金その他の供給条件については、別に定める給電指令時補給電力要綱によります。

(3) 当社は、接続供給において、36(受電および供給の中止)または37(給電指令の実施)(2)によって、契約者への供給を中止し、または需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者、発電者または需要者の責めとなる理由による場合は、割引いたしません。

イ 高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット未満のとき。

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし、30(料金の算定)(1)イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 高圧で供給する場合で接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力が500キロワット以上のとき，または特別高圧で供給する場合

(イ) 割引の対象

当該供給地点の力率割引または割増し後の接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスの基本料金といたします。ただし，30（料金の算定）(1)イまたはロの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定された所定の1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し，または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，1時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次の算式によって修正したうえで合計いたします。

(算式)

a 接続供給電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 当該供給地点の接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力

d = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力の最大値

b 接続供給電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の当該供給地点の基準となる電力量
(需要者の平常操業時の接続供給電力量の実績等にもとづき算定された推定接続供給電力量といたします。)

B = 制限時間中の当該供給地点の接続供給電力量

c 接続供給電力および接続供給電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(4) (3)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社が契約者に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れませんが、この場合の1月につき1日とは、料金算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

なお、契約者と当社との協議が整った場合は、需要者に3日前までにお知らせしたことをもって契約者に3日前までにお知らせしたものとみなします。

- (5) 23（予備送電サービス）に対する利用の制限または中止についても(3)および(4)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

39 適正契約の保持等

- (1) 当社は、契約者との接続供給契約または振替供給契約が使用状態に比べて不相当と認められる場合には、その契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (2) 当社は、接続受電電力または振替受電電力が契約受電電力をこえる場合は、契約受電電力をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (3) 当社は、契約者が変動範囲内基準電力量をこえて負荷変動対応電力を頻繁に使用される場合等契約者との接続供給契約に比べて使用状態が不相当と認められる場合には、使用状態をすみやかに適正なものに変更していただきます。
- (4) 当社は、契約者が35（託送供給の実施）(2)イにかかわらず、受電地点において、受電地点における通告電力量（通告電力量の変更が行なわれた場合は、変更後の値といたします。）と著しく相違する電力量を頻繁に当社に供給される場合等契約者との振替供給契約に比べて使用状態が不相当と認められる場合には、使用状態をすみやかに適正なものに変更していただきます。

40 契約超過金

- (1) 契約者が接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力をこえて当社のサービスを利用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力にそれぞれのサービスの該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたもの（予備送電サービス契約電力をこえて予

備送電サービスを利用された場合は、力率による割引または割増しをいたしません。)の1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の最大需要電力から接続送電サービス契約電力、臨時接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

- (2) 契約者が昼間時間において昼間時間接続送電サービス契約電力をこえて当社の接続送電サービスを利用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に該当基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として契約者から申し受けます。

なお、この場合、契約超過電力とは、供給地点ごとにその1月の昼間時間における接続供給電力の最大値から昼間時間接続送電サービス契約電力を差し引いた値といたします。

- (3) 契約超過金は、契約電力または昼間時間接続送電サービス契約電力をこえて使用された月の料金の支払期日までに契約者から支払っていただきます。

なお、契約超過金が支払期日までに支払われない場合は、支払期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、契約超過金から消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）の延滞利息を契約者から申し受けます。

41 力率の保持

- (1) 接続供給における供給地点ごとの力率は、原則として85パーセント以上

に保持していただきます。

なお、進相用コンデンサの開放、自動的に力率を調整する装置の設置等により、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

(2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉したときの1月の力率は、必要に応じて契約者と当社との協議によって定めます。

42 発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、発電者の承諾をえて発電者の土地もしくは建物に、または需要者の承諾をえて需要者の土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、発電者または需要者の求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 受電地点もしくは供給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等
発電場所内もしくは需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 不正な電気の使用の防止等に必要な発電者または需要者の電気工作物の
確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 44（託送供給の停止）、52（契約の廃止）または54（解約）により必要な処置
- (5) その他この約款によって、接続供給契約もしくは振替供給契約の成立、
変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安

の確認に必要な業務

43 託送供給にともなう技術要件等

(1) 発電者または需要者が次の原因で他者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を発電場所または需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、契約者の負担で、当社は、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設いたします。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) 発電者または需要者が発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

44 託送供給の停止

(1) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。

イ 契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ 発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

- ハ 59（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続を行なった場合
- (2) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、託送供給の停止の5日前までに契約者に予告いたします。
- イ 料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ロ 他の接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ 接続供給契約（既に消滅しているものを含みます。）または振替供給契約（既に消滅しているものを含みます。）に関連して適用される振替補給電力要綱、変更賦課金要綱または給電指令時補給電力要綱によって発生した債務を履行されない場合
- (3) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社がその旨を契約者または該当する者に警告しても改めない場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。
- イ 契約者、発電者または需要者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に当社の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ハ 8（契約の要件）を欠くに至った場合

- ニ 42（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 43（託送供給にともなう技術要件等）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、当社が契約者にその改善を求めた場合で、39（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態への変更に応じていただけないときには、当社は、託送供給を停止することがあります。
- イ 接続送電サービス契約電力をこえて接続送電サービスを利用される場合、昼間時間接続送電サービス契約電力をこえて昼間時間において接続送電サービスを利用される場合、臨時接続送電サービス契約電力をこえて臨時接続送電サービスを利用される場合または予備送電サービス契約電力をこえて予備送電サービスを利用される場合
 - ロ 30分ごとの負荷変動対応電力量が変動範囲内基準電力量を頻繁にこえる場合
 - ハ 接続受電電力または振替受電電力が契約受電電力をこえる場合
 - ニ 接続供給電力が接続送電サービス契約電力を継続して下回る場合（20〔接続送電サービス〕(3)ハの料金の適用を受ける場合に限り。）
 - ホ 振替供給電力が振替送電サービス契約電力を継続して下回る場合
 - ヘ 振替供給の場合で、受電地点において、通告電力量と著しく相違する電力量を頻繁に当社に供給されるとき。
- (5) 契約者、発電者または需要者がその他この約款に反した場合には、当社は、託送供給を停止することがあります。

(6) (1)から(5)によって託送供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備または発電者および需要者の電気設備において、託送供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、当社は、必要に応じて、接続受電電力、振替受電電力または接続供給電力をしゃ断する開閉器を封印いたします。

45 託送供給停止の解除

44（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合で、契約者、発電者および需要者がその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに託送供給を再開いたします。

46 託送供給停止期間中の料金

44（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく接続送電サービスを利用されない場合の月額料金を30（料金の算定）により日割計算をして、料金を算定いたします。

47 違約金

(1) 契約者、発電者または需要者が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として契約者から申し受けます。

イ 1（適用）に定める用途以外の用途に電気を使用された場合

ロ 44（託送供給の停止）(3)ロの場合

(2) (1)の免れた金額は、この約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した

期間といたします。

48 損害賠償の免責

- (1) 11（託送供給の開始）(2)によって託送供給の開始日を変更した場合には、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（受電および供給の中止）によって契約者からの受電もしくは契約者への供給を中止した場合、37（給電指令の実施）によって発電者の発電を調整し、もしくは中止した場合、37（給電指令の実施）によって需要者の電気の使用を制限し、もしくは中止した場合、または37（給電指令の実施）によって振替供給の全部もしくは一部を中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 44（託送供給の停止）によって託送供給を停止した場合または54（解約）によって接続供給契約もしくは振替供給契約を解約した場合には、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合は、当社は、契約者、発電者または需要者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

49 設備の賠償

発電者または需要者が故意または過失によって、発電場所内または需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

50 契約の変更

接続供給契約または振替供給契約の内容に変更が生ずる場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに接続供給契約または振替供給契約を希望される場合に準じ、すみやかに接続供給契約または振替供給契約を変更していただきます。

51 名義の変更

営業譲渡，合併その他の原因によって，新たな契約者が，それまで接続供給または振替供給を受けていた契約者の当社に対する接続供給契約または振替供給契約についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き接続供給または振替供給を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続きをいたします。この場合には，新たな契約者は，その旨を当社に文書（当社所定の様式によっていただきます。）により申し出ていただきます。

52 契約の廃止

- (1) 契約者が接続供給契約または振替供給契約を廃止しようとする場合は，契約者は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に文書（当社所定の様式によっていただきます。）により申し出ていただきます。この場合，当社は，原則として，契約者から通知された廃止期日に接続供給または振替供給を終了させるための適当な処置を行いません。
- (2) 接続供給契約または振替供給契約は，54（解約）および次の場合を除き，契約者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。
 - イ 当社が契約者の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知

を受けた日に接続供給契約または振替供給契約が消滅したものといたします。

- ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により接続供給または振替供給を終了させるための処置ができない場合は、接続供給契約または振替供給契約は接続供給または振替供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

53 託送供給開始後の契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) 接続供給の場合

イ 契約者が接続送電サービス契約電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで接続供給契約を廃止し、もしくは接続送電サービス契約電力を減少される場合、契約者が契約受電電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで接続供給契約を廃止し、もしくは契約受電電力を減少される場合、または契約者が予備送電サービス契約電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで接続供給契約を廃止し、もしくは予備送電サービス契約電力を減少される場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由により接続供給契約を廃止または変更されるときを除き、受電地点および供給地点ごとに、次により、料金および工事費を契約者に精算していただきます。

(イ) 料金の精算

契約者が接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力を新たに設定し、または増加された日から接続供給契約が消滅し、または接続送電サービス契約電力もしくは予備送電サービス契約電力を減少される日の前日までの期間の接続送電サービス料金または予備

送電サービス料金について、さかのぼって減少接続送電サービス契約電力分または減少予備送電サービス契約電力分につき該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

なお、この場合には、それぞれの接続供給電力量は、接続送電サービス契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

(ロ) 工事費の精算

a 供給設備を撤去する場合には、既に臨時工事費を申し受けているときを除き、70（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金の金額との差額を申し受けます。

b 供給設備を撤去する場合以外の場合には、供給設備（専用供給設備を除きます。）について、減少接続送電サービス契約電力分、減少契約受電電力分または減少予備送電サービス契約電力分に見合う部分について、70（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額（供給地点への特別高圧の供給設備の場合で、供給設備の変更を行わないときは、66〔一般供給設備の工事費負担金〕(2)イ(ロ)を減少接続送電サービス契約電力分に適用しないものとして算定した場合の工事費負担金の金額といたします。）と既に申し受けた工事費負担金の金額との差額を申し受けます。

ロ 20（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力分以外の供給分について20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて値を定める供給地点を含みます。）について、需要場所において使用される受電設備を新たに設定し、または需要場所において使用される受電設備の総容量を増加された

後1年に満たないで接続供給契約を廃止し、または20（接続送電サービス）(2)イ(イ) cにより接続送電サービス契約電力を減少される場合の料金および工事費の精算は、イに準ずるものといたします。

(2) 振替供給の場合

契約者が契約受電電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで振替供給契約を廃止し、もしくは契約受電電力を減少される場合、または契約者が予備送電サービス契約電力を新たに設定し、もしくは増加された後1年に満たないで振替供給契約を廃止し、もしくは予備送電サービス契約電力を減少される場合には、当社は、非常変災等やむをえない理由により振替供給契約を廃止または変更されるときを除き、次により、工事費を契約者に精算していただきます。

イ 供給設備を撤去する場合には、新たに施設した設備を撤去する場合の諸工費から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を精算工事費として申し受けます。

ロ 供給設備を撤去する場合以外の場合には、供給設備のうち減少契約受電電力分または減少予備送電サービス契約電力分に見合う部分について、イに準じて精算工事費を申し受けます。

(3) 発電者または需要者が当社の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上となる場合は、1年以上利用される接続送電サービス契約電力分、契約受電電力分または予備送電サービス契約電力分に見合う部分の料金および工事費については、(1)および(2)にかかわらず精算いたしません。

なお、接続供給契約または振替供給契約の消滅または変更の日以降に1年以上とならないことが明らかになった場合には、(1)または(2)に準じて

料金および工事費の精算を行ないます。

54 解 約

44（託送供給の停止）によって接続供給または振替供給を停止された契約者，発電者または需要者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，接続供給契約または振替供給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨を文書により契約者にお知らせいたします。

55 接続供給契約または振替供給契約消滅後の債権債務関係

接続供給契約または振替供給契約期間中の料金その他の債権債務は，接続供給契約または振替供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 受電および供給の方法ならびに工事

56 受電地点，供給地点および施設

(1) 受電地点

イ 受電地点は，当社の電線路または引込線と発電者の電気設備との接続点といたします。ただし，発電者の発電設備が当社の供給設備と電氣的に接続しない場合の受電地点は，会社間連系点といたします。

ロ 受電地点は，会社間連系点を受電地点とする場合を除き，発電場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，山間地，離島等の特殊な発電場所から電気を受電する場合，58（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を受電する場合，その他特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議により，発電場所以外の地点を受電地点とすることがあります。

(2) 供給地点

イ 接続供給の場合

(イ) 供給地点は，当社の電線路または引込線と需要者の電気設備との接続点といたします。

(ロ) 供給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし，山間地，離島等の特殊な需要場所に対して電気を供給する場合，58（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合，その他特別の事情がある場合は，契約者と当社との協議により，

需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

ロ 振替供給の場合

供給地点は、会社間連系点といたします。

- (3) 特定規模電気事業を営む者が維持および運用する電線路に複数の発電場所または複数の需要場所が接続する場合の受電地点または供給地点は、(1)または(2)に準じて契約者と当社との協議によって定めます。この場合、当該複数発電場所または複数需要場所につき、1受電地点または1供給地点といたします。
- (4) 受電地点に至るまでの供給設備および供給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

57 架空引込線

- (1) 当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、発電者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点または需要者の建造物もしくは補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。
- (2) 引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点を契約者と当社との協議によって定めます。
- (3) 引込線を取り付けるための発電場所内または需要場所内に設置する補助支持物は、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

58 地中引込線

- (1) 当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を地中引込線に

よって行なう場合には、次のイまたはロの最も当社供給設備に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ 発電者または需要者が発電場所内または需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する接続装置の接続点

なお，当社が接続装置を施設する場合は，その施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離の場所とし，契約者と当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，発電場所内または需要場所内の地中引込線は，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は，原則として，契約者の負担により，契約者で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお，付帯設備とは，次のものをいいます。

イ 発電者または需要者の土地または建物の壁面等に地中引込線をおさめるために施設される管路，暗きよ等

ロ 発電者または需要者の土地または建物に施設されるマンホール等

ハ その他，発電者または需要者の建物の改修を必要とする設備および発電者または需要者の工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則とし

て、契約者の負担により、契約者で施設していただきます。ただし、当社が保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないません。この場合、当社は、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の工事費負担金または67（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

59 引込線の接続

(1) 当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、契約者の希望によって当社の電線路または引込線と発電者または需要者の電気設備との切離し再接続工事（引込線の位置変更がともなう場合を含みます。）を行なう場合には、当社は、実費を契約者から申し受けます。ただし、当社の高圧架空引込線と発電者または需要者の電気設備との切離し再接続工事等の軽易なものについては、実費を申し受けません。

(2) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込みまたは共同引込みで当社の電線路と発電者または需要者の電気設備との接続を行なうことがあります。この場合、接続引込線、共同引込線または分岐装置の施設場所を発電者または需要者から無償で提供していただきます。

なお、発電者または需要者の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

60 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計、無効電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、自動検針用通信端末装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、特別の事情がある場合を除き、

当社の所有とし、当社の負担で、当社で取付けおよび取外しいたします。ただし、受電用の計量器、その付属装置および区分装置については、当社は、64（受電用計量器等の工事費負担金）の工事費負担金を契約者から申し受けます。また、変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要するものについては、契約者の負担により、契約者で取り付けていただくことがあります。この場合には、当社が変成器の2次配線等は無償で使用できるものといたします。

- (2) 当社は、契約受電電力、接続送電サービス契約電力等に応じて、計量器、その付属装置および区分装置を選定いたします。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、契約者と当社との協議によって定めます。
- (4) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、発電者または需要者から無償で提供していただきます。
- (5) 契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合、または法令、故障等により受電用の計量器、その付属装置および区分装置を取り替える等の場合は、当社は、実費を契約者から申し受けます。
- (6) 系統運用上必要な受電地点の情報を伝送する装置等（当社所定の仕様によっていただきます。）は、契約者の負担により、原則として契約者で施設していただきます。

61 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）
 - (2)の工事費負担金または67（供給地点への特別供給設備の工事費負担

金)の工事費負担金を申し受けて契約者の専用設備として受電地点(会社間連系点を除きます。)への供給設備または供給地点(会社間連系点を除きます。)への供給設備を施設いたします。

イ 契約者がとくに希望され、かつ、他の発電者、他の契約者が営む電気事業の用に供する電気を発電する者および他の一般の需要の利用に支障がないと認められる場合

ロ 43(託送供給にともなう技術要件等)の場合

ハ 発電者もしくは需要者の施設の保安上の理由、または発電場所もしくは需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他に当該供給設備の使用が見込まれない等の事情により、特定の契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用供給設備は、受電地点から受電地点に最も近い変電所(専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。)までの電線路または供給地点から供給地点に最も近い変電所までの電線路(その変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。)に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、受電電圧または供給電圧と同位の電圧の電線路およびこれに接続する変圧器(1次電圧側線路開閉器を含みます。)とすることがあります。

なお、開閉所は、変電所とみなします。

VIII 工事費の負担

62 工事費の負担方法

- (1) 契約者が新たに託送供給を希望され、または契約受電電力もしくは予備送電サービス契約電力を増加され、これにともない、当社が新たに受電地点への供給設備を施設する場合（施設後3年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合を含みます。）または契約者の希望によって受電地点への供給設備を変更する場合は、(3)の場合を除き、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。
- (2) 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力もしくは予備送電サービス契約電力を増加され、これにともない、当社が新たに供給地点への供給設備を施設する場合（特別高圧で供給する場合で、施設後3年以内の供給側接続設備を利用するときを含みます。）または契約者の希望によって供給地点への供給設備を変更する場合は、(3)の場合を除き、66（一般供給設備の工事費負担金）、67（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）または68（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）によって工事費負担金を申し受けます。
- (3) 供給設備を利用期間が1年未満として施設する場合は、70（臨時工事費）によって臨時工事費を申し受けます。
- (4) 次の言葉は、VIII（工事費の負担）の各項において、それぞれ次の意味で使用いたします。

イ 受電側接続設備

受電地点からの受電の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）の引出口に施設される断路器の受電地点側接続点（基幹送電設備〔ループ状に施設された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない特別高圧の送電設備をいいます。〕から受電側接続設備を分岐する場合は、基幹送電設備の接続点といたします。）から他の変電所（専ら当該受電地点への事故波及の防止を目的として施設される変電所を除きます。）を経ないで受電地点に至る供給設備をいいます。

ロ 供給側接続設備

供給地点への供給の用に供することを主たる目的とする供給設備であって、発電所または変電所の引出口に施設される断路器の供給地点側接続点（送電線路〔発電所相互間、変電所相互間または発電所と変電所との間を連絡する電線路をいいます。〕から供給側接続設備を分岐する場合は、送電線路の接続点といたします。）から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいいます。

ハ 施設後3年以内

使用開始の日から3年目の同月同日の前日までをいいます。

ニ 受電地点

会社間連系点以外の受電地点をいいます。

ホ 供給地点

会社間連系点以外の供給地点をいいます。

(5) VIII（工事費の負担）の各項において、開閉所は、変電所とみなします。

(6) 20（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める場合（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査，補修または事故により生じた不足電力分以外の供給分について20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて値を定める場合を含みます。）には，Ⅷ（工事費の負担）の各項において，接続送電サービス契約電力を増加される場合とは，需要場所において使用される受電設備の総容量を増加される場合といたします。

63 受電地点への供給設備の工事費負担金

(1) 受電側接続設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を希望され，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない，受電側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）を新たに施設するときは，当社は，別冊に定める標準設計基準による設計（以下「標準設計」といいます。）で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(2) 受電地点への特別供給設備の工事費負担金

イ 契約者が新たに託送供給を希望され，または契約受電電力を増加される場合で，これにともない，当社が新たに受電地点への特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(イ) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合は，標準設計工事費をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

- a 受電に必要な標準設計をこえる電線，支持物等を施設する場合
- b 架空受電側接続設備で受電できるにもかかわらず，地中受電側接続設備を施設する場合
- c 標準設計による受電側接続設備以外の受電側接続設備により受電する場合
- d その他受電に必要な標準設計をこえる設計で受電地点への供給設備を施設する場合

また，この場合も，(1)の工事費負担金を申し受けます。

- (ロ) 61（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合の工事費負担金の対象となる範囲は，61（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- ロ 受電地点において23（予備送電サービス）を利用される場合で，これにともない，当社が新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金の対象となる範囲は，受電側接続設備に該当する範囲といたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，61（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (3) 受電地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- イ 受電地点における契約受電電力または予備送電サービス契約電力の増加にとみなわなないで契約者の希望によって当該受電地点への供給設備を変更する場合は，59（引込線の接続）(1)または60（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額

を工事費負担金として契約者から申し受けます。

- ロ 43（託送供給にともなう技術要件等）によって受電地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

(4) 工事費の算定

(1)、(2)および(3)の場合の工事費は、次により算定いたします。

- イ 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費〔残地補償費は、明確に区分されているものに限ります。〕、建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限ります。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします。

なお、次のものについては、工事費に計上いたしません。

- (イ) 土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。）
- (ロ) 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用
- (ハ) 架空電線路の経過地に構造物の建築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行なわないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額

ロ 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、イに準じて算定いたします。

ハ 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して受電する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

(イ) 鉄塔を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

(ロ) 管路を利用して受電する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

ニ 施設後3年以内の特別高圧の供給設備を受電側接続設備として利用する場合は、新たに利用する部分を新たに施設される受電側接続設備とみなします。

(5) 受電地点への供給設備の工事費負担金は、次の場合を除き、受電地点ごとに、かつ、接続供給契約または振替供給契約ごとに算定いたします。

イ 契約者が、1発電場所において、接続供給契約と振替供給契約とをあわせて契約される場合、または2以上の接続供給契約もしくは2以上の振替供給契約を契約される場合の工事費負担金は、当該2以上の契約を

1の契約とみなして算定いたします。この場合、工事費負担金の算定上、当該2以上の契約により同時に受電する最大電力を契約受電電力とみなします。

ロ 2以上の契約者が受電側接続設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

(イ) 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合、または2以上の契約者のうち1の契約者が代表して工事費負担金を支払われる旨を申し出られた場合の工事費負担金は、その代表の契約者による1申込みとみなして算定いたします。

(ロ) 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、契約者ごとに算定いたします。この場合、契約者ごとの共用部分の工事費は、原則として契約受電電力の比であん分したものといたします。

64 受電用計量器等の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない、新たに受電用の計量器、その付属装置および区分装置を利用されるときは、当社は、その工事に要した費用の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

65 会社間連系設備の工事費負担金

契約者が新たに託送供給を希望され、または契約受電電力もしくは振替送電サービス契約電力を増加され、これにともない、会社間連系設備（会社間連系点に至る供給設備をいいます。）を新たに施設する場合は、当社は、工事費負担金を契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金の金額は、工事の内容、接続供給契約または振替供給契約の内容等を基準として、契約

者と当社との協議によって定めます。

66 一般供給設備の工事費負担金

(1) 高圧で供給する場合

イ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、これにともない、新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円00銭
地中供給側接続設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,000円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空供給側接続設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中供給側接続設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される供給側接続設備の工事こう長とみなします。

ロ 架空供給側接続設備と地中供給側接続設備とをあわせて施設する場合のイの超過こう長は、次により算定いたします。

(イ) 地中供給側接続設備の超過こう長は、地中供給側接続設備の工事こう長から地中供給側接続設備の無償こう長を差し引いた値といたしま

す。

(ロ) 架空供給側接続設備の超過こう長は、架空供給側接続設備の工事こう長といたします。ただし、地中供給側接続設備の工事こう長が地中供給側接続設備の無償こう長を下回る場合は、次の算式により算定された値といたします。

$$\text{架空供給側接続設備の超過こう長} = \text{架空供給側接続設備の工事こう長} - \left(\text{地中供給側接続設備の無償こう長} - \text{地中供給側接続設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空供給側接続設備の無償こう長}}{\text{地中供給側接続設備の無償こう長}}$$

(2) 特別高圧で供給する場合

イ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、これにともない、新たに施設される供給側接続設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）について(イ)により算定される工事費が(ロ)の当社負担額をこえるときには、当社は、その超過額を工事費負担金として契約者から申し受けます。この場合、工事費負担金は、供給地点ごとに申し受けます。

(イ) 工事費

a 架空供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	356円40銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	162円00銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	86円40銭

b 地中供給側接続設備の場合

(工事こう長100メートル当たり)

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで供給する場合	626円40銭
	標準電圧70,000ボルトで供給する場合	442円80銭
	標準電圧140,000ボルトで供給する場合	237円60銭

なお、張替えを行なう場合には、その部分の単価は、上表の該当欄の単価の20パーセントといたします。

- c スポットネットワーク方式により供給するために、当社が新たに地中供給側接続設備を施設する場合の工事費は、bにかかわらず、次の算式により算定いたします。

$$\text{工事費相当額} \times \text{工事こう長} \times \frac{1}{100} \times \frac{\text{新増加接続送電サービス契約電力}}{\text{利用回線数} - 1}$$

この場合、工事費相当額は、次のとおりといたします。

$$b \text{ の工事費単価} \times \{ 100\% - \text{セント} + 20\% - \text{セント} \times (\text{利用回線数} - 1) \}$$

なお、スポットネットワーク方式とは、当社が技術的、経済的に必要と認めた場合に、原則として3回線の当社の電線路から、契約者がそれぞれの回線ごとに施設した変圧器の2次側母線で常時並行

して供給を受ける方式をいいます。

(ロ) 当社負担額

新増加接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	5,400円00銭
--------------------------	-----------

ロ 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、施設後3年以内の供給側接続設備を利用して当社が供給するときは、新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

(3) 20（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点の接続送電サービス契約電力は、この66（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金の算定上、需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分を含まないものといたします。

(4) 工事こう長の単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

67 供給地点への特別供給設備の工事費負担金

(1) 契約者が新たに接続供給を希望され、または接続供給契約を変更される場合で、これにともない、当社が新たに供給地点への特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

イ 契約者の希望によって、標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合は、標準設計工事費をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (イ) 供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物等を施設する場合
- (ロ) 架空供給側接続設備で供給できるにもかかわらず、地中供給側接続設備を施設する場合
- (ハ) 標準設計による供給側接続設備以外の供給側接続設備により供給する場合
- (ニ) その他供給に必要な標準設計をこえる設計で供給地点への供給設備を施設する場合

また、この場合も、66（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- ロ 61（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、61（専用供給設備）(2)によるものといたします。

- (2) 20（接続送電サービス）(2)ニによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点において需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給のために20（接続送電サービス）を利用される場合、または供給地点において23（予備送電サービス）を利用される場合で、これにともない、当社が新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金の対象となる範囲は、供給側接続設備に該当する範囲といたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、61（専用供給設備）(2)によるものといたします。

68 供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 供給地点における接続送電サービス契約電力または予備送電サービス契約電力の増加にともなわないで契約者の希望によって当該供給地点への供給設備を変更する場合は、59（引込線の接続）(1)または60（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。
- (2) 43（託送供給にともなう技術要件等）によって供給地点への供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

69 供給地点への特別供給設備等の工事費の算定

67（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および68（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き標準設計工事費とし、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛り（測量監督費、諸経費、補償費〔残地補償費は、明確に区分されているものに限りします。〕、建設分担関連費〔電気事業会計規則で定める固定資産に振り替えられるものに限りします。〕およびその他の費用をいいます。）の合計額（撤去工事がある場合は、その合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費〔諸掛りを含みます。〕を加えた金額といたします。）といたします。ただし、契約者の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、70（臨時工事費）に準じて算定いたします。

なお、次のものについては、工事費に計上いたしません。

イ 土地費（電気事業会計規則で定める固定資産土地として計上される金額をいいます。）

ロ 架空電線路の経過地に地役権を設定する場合は、その対価の50パーセントに相当する金額および登録免許税，印紙税，登記手数料等地役権の登記に要する費用

ハ 架空電線路の経過地に建造物の建築，竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は，その線下補償費の50パーセントに相当する金額

(2) 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，(1)に準じて算定いたします。

(3) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して供給する場合は，新たに施設される電線路に必要なとされる回線数，管路孔数等に応じて次の算式により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路を利用して供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

(4) 特別高圧で供給する場合で、施設後3年以内の供給側接続設備を利用するときは、新たに利用する部分を新たに施設される供給側接続設備とみなします。

なお、この場合の工事費は、66（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)に準じて算定いたします。

(5) 67（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）(2)の場合の工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次によります。

イ 高圧で供給する場合

予備供給設備の工事費は、(1)によります。ただし、予備供給設備の工事費を66（一般供給設備の工事費負担金）(1)イに定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、その工事費を66（一般供給設備の工事費負担金）(1)イにもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される供給側接続設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

ロ 特別高圧で供給する場合

予備供給設備の工事費は、(1)にかかわらず、66（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)およびロによって算定いたします。

なお、23（予備送電サービス）によって当社が供給する場合で、一般供給設備と予備供給設備とをあわせて施設するときの予備供給設備の工事費は、66（一般供給設備の工事費負担金）(2)イ(イ)の該当欄の単価の20パーセントを適用して算定いたします。

70 臨時工事費

- (1) 21（臨時接続送電サービス）によって当社が受電または供給する場合で、需要者または発電者の電気設備を当社の供給設備と接続するにあたり、供給設備を利用期間が1年未満として施設するときには、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として契約者から申し受けます。この場合は、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）、66（一般供給設備の工事費負担金）、67（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）および68（供給地点への供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (2) 高圧で供給する場合、新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

71 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 当社は、工事費負担金または臨時工事費を託送供給の準備着手前に申し受けます。ただし、契約者に特別の事情がある場合は、工事費負担金または臨時工事費を託送供給の準備着手後に申し受けることがあります。この場合、託送供給の開始日までに申し受けます。
- (2) 当社は、工事費負担金または臨時工事費に差異が生じた場合は、工事完成後すみやかに精算するものといたします。ただし、66（一般供給設備の工事費負担金）(1)または(2)イ(イ)にもとづき工事費を算定した場合で、架空供給側接続設備および地中供給側接続設備のそれぞれの工事こう長の変更の差異がいずれも5パーセント以内となるときには、特別の事情がない限り精算いたしません。

(3) 当社は、工事費負担金を申し受けて施設した受電側接続設備の全部または一部を他の契約者と共用する受電側接続設備として利用することがあります。

なお、当社が特別高圧で受電し、かつ、その利用が供給設備を施設してから3年以内に行なわれる場合で、当該受電側接続設備を施設したときにさかのぼって2以上の契約者が共用する受電側接続設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、その差額をお返しいたします。

(4) 当社は、契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した場合の工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

72 託送供給の開始に至らないで契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

当社が受電もしくは供給に必要な設備（計量器等を含みます。）の一部または全部を施設した後、契約者、発電者または需要者の都合によって接続供給または振替供給の開始に至らないで接続供給契約または振替供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を契約者から申し受けます。

なお、実際に設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督、資材調達等に費用を要したときは、その実費を契約者から申し受けます。

73 工事費負担金契約等の締結

当社は、契約者との間で、託送供給の準備着手前に、工事費負担金または臨時工事費に関する必要な事項について、契約書（当社所定の様式によっていただきます。）を作成し、工事費負担金または臨時工事費に関する契約を結びます。

IX 保 安

74 保安の責任

当社は、受電地点および供給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有さない設備を除きます。）ならびに計量器等発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

75 保安等に対する発電者および需要者の協力等

(1) 次の場合には、発電者または需要者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ 発電者または需要者が、引込線、計量器等その発電場所内および需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者または需要者が、発電者または需要者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者または需要者が、当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、発電者または需要者にその内容の変更をしていただくことがあります。

- (3) 当社は、必要に応じて、託送供給の開始に先だち、接続受電電力、振替受電電力または接続供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、発電者または需要者と協議を行ないます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある発電者または需要者は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、発電者または需要者が保安等のために必要とされる電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を発電者または需要者に講じていただきます。

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、平成26年5月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この約款実施の際現に次の区域内で標準周波数50ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数50ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

3 受電電圧または供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

受電地点の電力量ならびに供給地点の電力量および最大需要電力は、27（計量）の規定にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、受電電圧または供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、受電地点の電力量または供給地点の電力量もしくは最大需要電力は、計量された受電地点の電力量または供給地点の電力量もしくは最大需要電力を受電電圧または供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

4 受電電圧および供給電圧についての特別措置

受電電圧および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則の規定にかかわらず標準電圧10,000ボルト、40,000ボルトまたは60,000ボルトで受電または供給することがあります。この場合において、供給条件は、10,000ボルトまたは40,000ボルトで受電または供給するときには標準電圧20,000ボルトまたは30,000ボルトで受電または供給する場合に、また、60,000ボルトで受電または供給するときには標準電

圧70,000ボルトで受電または供給する場合に準ずるものといたします。

5 変動範囲超過電力料金についての特別措置

(1)に定める適用範囲に該当する接続供給契約で、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合の変動範囲超過電力料金（契約者が特定規模電気事業を行なう場合は、(2)に定める適用期間に限ります。）は、24（負荷変動対応電力）(4)ロの規定にかかわらず、(3)によって算定いたします。

(1) 適用範囲

変動範囲内基準電力量が1,000キロワット時以下の場合に適用いたします。ただし、契約者が(2)に定める適用期間以内に限って特定規模電気事業を行なう場合を除きます。

(2) 適用期間

適用期間は、適用開始日から、適用開始日以降2年目の日までといたします。この場合、適用開始日は、次のとおりといたします。

イ 適用開始日は、契約者が当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。

ロ 契約者が、合併、分割、事業譲渡その他の組織再編行為（以下「組織再編行為」といいます。）により、特定規模電気事業の全部または一部を引き継いだ場合の適用開始日は、イにかかわらず、当該組織再編行為が行なわれる前に、当該組織再編行為に関連した特定規模電気事業に係る接続供給契約を当社と締結していたすべての契約者の接続供給の開始日（当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。）のうち最も早い日といたします。

ハ 1 接続供給契約における契約者が複数となる場合の適用開始日は、イにかかわらず、当該接続供給契約におけるすべての契約者の接続供給の

開始日（当社と最初に締結した接続供給契約に係る接続供給の開始日といたします。）のうち最も早い日といたします。

ニ 当社は、必要に応じて、適用開始日を確認するための文書等を契約者から提出していただきます。

(3) 変動範囲超過電力料金

変動範囲超過電力料金は、イ(ハ)によって算定された特別変動範囲内電力料金およびロ(ロ)によって算定された特別変動範囲超過電力料金の合計といたします。

イ 特別変動範囲内電力料金

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量をこえるもので、(ロ)に定める特別変動範囲内基準電力量以内のものの補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 特別変動範囲内基準電力量

特別変動範囲内基準電力量は、30分ごとに、次の算式により算定された値（供給地点が複数ある場合は、その合計値といたします。）の10パーセントを2で除し電力量換算した値と1,000キロワット時のうちいずれか小さい値から、変動範囲内基準電力量を差し引いた値といたします。ただし、20（接続送電サービス）(2)イによって接続送電サービス契約電力を定める供給地点（20〔接続送電サービス〕(2)ニで需要者の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるための電気の供給分以外の供給分について20〔接続送電サービス〕(2)イに準じて値を定める供給地点を含みます。）で、当

月の接続送電サービス契約電力が前月の接続送電サービス契約電力を下回る場合（20〔接続送電サービス〕(2)イ(イ)cにより接続送電サービス契約電力を減少した場合を除きます。）は、次の算式における接続送電サービス契約電力は、前月の接続送電サービス契約電力といたします。

$$\frac{\text{接続送電サービス契約電力または臨時接続送電サービス契約電力}}{1 - \text{損失率(29[損失率]に定める損失率といたします。)}} \times 1$$

(ハ) 特別変動範囲内電力料金

特別変動範囲内電力料金は、30分ごとの負荷変動対応電力量から変動範囲内基準電力量を差し引いたもののうち、特別変動範囲内基準電力量以内の電力量のその1月の合計値によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1キロワット時につき	15円04銭
------------	--------

ロ 特別変動範囲超過電力料金

(イ) 適用範囲

30分ごとの接続受電電力量が、その30分の接続対象電力量を下回る場合に生じた不足電力のうち、変動範囲内基準電力量と特別変動範囲内基準電力量とを合計したものをこえるものの補給にあてるための電気に適用いたします。

(ロ) 特別変動範囲超過電力料金

特別変動範囲超過電力料金は、30分ごとの負荷変動対応電力量のうち、変動範囲内基準電力量と特別変動範囲内基準電力量とを合計したものをこえる電力量のその1月の時間帯別の合計値によって算定いたします。ただし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が45,900円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

a 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	52円30銭	45円26銭

b 夜間時間

1 キロワット時につき	28円47銭
-------------	--------

(4) その他

イ 当社は、(2)イ，ロまたはハにより定めた適用開始日が不相当と認められる場合には、適用開始日を適正なものに変更していただきます。

ロ 当社は、この特別措置の適用を受けるにあたり不正な行為等が認められる場合には、この特別措置を適用いたしません。また、既に契約者がこの特別措置の適用を受けている場合で、不正な行為等が認められるときには、当社は、この特別措置の適用をただちに中止いたします。この場合で、中止の理由となった事実が解消されたときには、当社はこの特別措置の適用を再開し、その中止期間中については、24（負荷変動対応電力）(4)ロにより料金を算定いたします。

なお、契約者が不正な行為等により、この特別措置の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合には、47（違約金）に準じて違約金を契約者から申し受けます。

6 発電場所および需要場所についての特別措置

(1) 適用

イ 14（発電場所および需要場所）(1)に定める1構内もしくは1建物または14（発電場所および需要場所）(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）の契約者からこの特別措置の適

用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、14（発電場所および需要場所）の規定にかかわらず、当分の間、1原需要場所等につき、ロ（イ）または（ロ）それぞれ1特例区域等に限り、1発電場所または1需要場所といたします。

（イ）特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ（ロ）に定める特例設備の場合は、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ（ロ）に定める特例設備以外の負荷設備があること。

（ロ）次の事項について、非特例区域等の発電者または需要者の承諾をえていること。

a 非特例区域等について、14（発電場所および需要場所）の規定に準じて発電場所または需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、42（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

（ハ）特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

（ニ）特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

（ホ）当社が非特例区域等における業務を実施するため、42（発電場所および需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の発電者または需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施すること

を承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な負荷設備その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

イ 特例区域等の契約者が新たに託送供給を開始し、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに受電地点への供給設備を施設するときには、当社は、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）(1)または(2)の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、63（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものといたします。

ロ 特例区域等の契約者が新たに接続供給を開始し、または接続送電サービス契約電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに供給地点への供給設備を施設するときには、当社は、66（一般供給設備の工事費負担金）または67（供給地点への特別供給設備の工事費負担金）の規定にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、67（供給地点への特別

供給設備の工事費負担金) の場合に準ずるものいたします。

7 損害賠償の免責についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）

発電者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第2項に定める特定供給者に該当する場合で、36（受電および供給の中止）または37（給電指令の実施）によって発電者の発電を調整し、もしくは中止したことにより、発電者が損害（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則〔以下「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」といいます。〕第6条第3号ニにおいて特定供給者が補償を求めることができるとされている場合の損害に限ります。）を受けたときは、48（損害賠償の免責）(2)にかかわらず、契約者の求めに応じ、当社は、当該損害について、再生可能エネルギー特別措置法施行規則第6条第3号ニに定める額を限度として、補償するものいたします。

なお、当社は、同一の原因により契約者または発電者の受けた当該損害について、賠償の責めを負いません。

別 表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四

捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用する電力量に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月に使用する電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭1厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を契約者に通知いたします。

2 平均力率の算定式

平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントといたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

なお、有効電力量および無効電力量の計量は、27(計量)の記録型計量器により行ないます。この場合の有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は、小数点以下第1位で四

捨五入いたします。また、平均力率の算定において、

$\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数进行处理するものいたします。

3 発電計画

発電計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時
通知の内容	発電場所別 発電計画	各月の平日および 休日の接続受電電 力または振替受電 電力の最大値およ び最小値	各週の平日および 休日の接続受電電 力または振替受電 電力の最大値およ び最小値	日ごとの接続受電 電力または振替受 電電力の最大値と 予想時刻および最 小値と予想時刻	30分ごとの接続受 電電力量または振 替受電電力量
	発電設備の 停止計画	作業の開始日時, 作業の終了日時, 停止内容, その他必要な項目		—	—
		—	—	計画外作業 計画作業 の変更分	—

(注1) 発電計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

4 需給計画

需給計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間		年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知の期限		毎年10月31日	毎月1日	毎週火曜日	毎日午前12時
通知の内容	需要想定値	各月の平日および 休日の接続対象電 力の最大値および 最小値	各週の平日および 休日の接続対象電 力の最大値および 最小値	日ごとの接続対象 電力の最大値と予 想時刻および最小 値と予想時刻	30分ごとの接続対 象電力量
	需要想定値 に対する 供給力	供給力調達分の計画値合計			
		供給力未調達分の計画値 (自己等への電気の供給を行なう場合を除きます。)			

(注1) 需給計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

5 連系線等利用計画

連系線等利用計画の通知の期限および通知の内容は、次のとおりといたします。

対象期間		長期計画 (第3年度から第10年度)	年間計画 (第1年度, 第2年度)	月間計画 (翌月, 翌々月)	週間計画 (翌週, 翌々週)	翌日計画
通知の期限	調整用	毎年1月15日 午後5時	毎年12月20日 午後5時	毎月5日 午後5時	—	—
	空容量 算定用	毎年3月10日 午後5時	毎年3月1日 午後5時	毎月15日 午後5時	毎週火曜日 午後5時	毎日午前12時
通知の内容	振替供給の場合	各年度の振替受電電力の最大値(中継振替の場合に限ります。)および振替供給電力の最大値	各月の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の振替受電電力の最大値(中継振替の場合に限ります。)および振替供給電力の最大値	各週の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の振替受電電力の最大値(中継振替の場合に限ります。)および振替供給電力の最大値	30分ごとの振替受電電力量(中継振替の場合に限ります。)および振替供給電力量	
	会社間連系点を受電地点とする接続供給の場合	各年度の接続受電電力の最大値	各月の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	各週の平日および休日の昼間帯, 夜間帯の接続受電電力の最大値	30分ごとの接続受電電力量	

(注1) 連系線等利用計画は、当社所定の様式により提出していただきます。

(注2) 年度とは、4月1日から翌年の3月31日までの期間といたします。

(注3) 昼間帯とは毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間帯とは昼間帯以外の時間をいいます。

6 休日等

この約款において、休日等とは、次の日をいいます。

(1) 日曜日

(2) 1月1日, 1月の第2月曜日, 2月11日, 4月29日, 5月3日, 5月4日, 5月5日, 7月の第3月曜日, 9月の第3月曜日, 10月の第2月曜日, 11月3日, 11月23日および12月23日

(3) 各年ごとに定める次の日

平成26年	9月23日
平成27年	3月21日, 9月22日, 9月23日
平成28年	3月20日, 9月22日
平成29年	3月20日, 9月23日
平成30年	3月21日, 9月23日
平成31年	3月21日, 9月23日
平成32年	3月20日, 9月22日
平成33年	3月20日, 9月23日
平成34年	3月21日, 9月23日
平成35年	3月21日, 9月23日
平成36年	3月20日, 9月22日
平成37年	3月20日, 9月23日
平成38年	3月20日, 9月22日, 9月23日

(4) (2)または(3)に定める日が日曜日となる場合, その翌日以降でその日に最も近い(2)または(3)でない日

(5) 1月2日, 1月3日, 4月30日, 5月1日, 5月2日, 12月30日および12月31日